

設 計	検 算	係 長	課長補佐	課 長

令和 8 年度

道 路 事 業

新屋敷橋補修設計委託業務 見積参考資料

・「見積参考資料」は入札参加業者の迅速で適正な業務費の見積りのための一資料であり、委託契約を拘束するものではない。
 ・入札においては「見積参考資料」に記載された事項を最優先するものとし、その他の閲覧資料との表示に違いがある場合においても、入札の公正性が確保される範囲で入札事務を継続するものとする。
 ・「見積参考資料」に記載されている積算に関する事項については、契約後、必要に応じて業務委託契約書の規定に基づき、協議を行う場合がある。

業務場所	高知市	布師田	道 路 整 備 課
業務日数	150	日間	
		着手	令 和 年 月 日
		完了	令 和 年 月 日

設計金額		円	業務委託理由 本業務は、定期点検により異状が判明した新屋敷橋について補修の措置を講じるため、補修設計を行うものである。
内 訳	業務価格	円	
	消費税及び地方消費税相当額	円	
業務請負対象金額		円	業務の概要 新屋敷橋 (L=91.24m、W=5.0m、PCT桁橋) 損傷箇所の確認調査 1 式 コンクリート補修工設計 (上部工) 1 式 コンクリート補修工設計 (下部工) 1 式 伸縮装置補修設計 1 式 施工計画 1 式
消費税及び地方消費税相当額抜きの業務請負対象金額		円	
摘 要			

委託費内訳表

費目・工種・細別等	単位	数量	単価	金額	摘要
測量設計費					
設計業務					
設計協議					
設計協議	式	1			明細表 第1号
新屋敷橋補修設計					
新屋敷橋補修設計	式	1			明細表 第2号
直接経費					
その他直接経費	式	1			明細表 第3号
直接経費					

委託費内訳表

費目・工種・細別等	単位	数量	単価	金額	摘要
旅費交通費率分	式	1			
電子成果品作成費	式	1			
直接原価					
その他原価	式	1			
業務原価計					
一般管理費等	式	1			
設計業務価格					

明細表 第 1号
設計協議

明細表

名称・規格・条件	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
打合せ 中間打合せ:1 回	業務	1			単価表 第 1 号
1 式 当り					

明細表 第 2号
新屋敷橋補修設計

明細表

名称・規格・条件	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
設計計画					
	業務	1			単価表 第 2 号
損傷箇所の確認調査 現地踏査、資料収集・整理、損傷確認、形状寸法測定 現況図面の作成、データ整理・損傷図作成					
	橋	1			単価表 第 3 号
コンクリート補修工設計(上部工) 対策工法の検討、設計図作成、数量計算、照査、報告書作成					
	橋	1			単価表 第 4 号
コンクリート補修工設計(下部工) 対策工法の検討、設計図作成、数量計算、照査、報告書作成					
	橋	1			単価表 第 5 号
伸縮装置補修設計 応力計算、設計図作成、数量計算、照査、報告書作成					
	橋	1			単価表 第 6 号
施工計画					
	橋	1			単価表 第 7 号
関係機関との協議資料作成					
	橋	1			単価表 第 8 号
1 式 当り					

明細表 第 3号
 その他直接経費

明細表

名称・規格・条件	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
橋梁点検車 運転 BT-200相当 ホバレータ付き、燃料費含む	日	2			単価表 第 9 号
交通誘導警備員 交通誘導警備員B	人	4			単価表 第 10 号
1 式 当り					

単価表 第 1号

打合せ

単価表

(1)

金額:

内容: 中間打合せ:1 回

1 業務 当り

名称・規格・条件	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
主任技師	人	1.5			人件費
技師(A)	人	1.5			人件費
技師(B)	人	1.5			人件費
	(1	業務 当り)
*** 施工条件 *** 中間打合せ回数 : 中間打合せ:1 回					

単価表 第 3号

損傷箇所の確認調査

単価表

(1)

金額：

内容：現地踏査、資料収集・整理、損傷確認、形状寸法測定
現況図面の作成、データ整理・損傷図作成

1 橋 当り

名称・規格・条件	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
技師(A)	人	0.5			人件費
技師(B)	人	4			人件費
技師(C)	人	4			人件費
技術員	人	3			人件費
	(1	橋 当り)

単価表 第 4号

コンクリート補修工設計(上部工)

単価表

(1)

金額：

内容：対策工法の検討、設計図作成、数量計算、照査、報告書作成

1 橋 当り

名称・規格・条件	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
技師(A)	人	1			人件費
技師(B)	人	1			人件費
技師(C)	人	2			人件費
技術員	人	1.5			人件費
	(1	橋 当り)

単価表 第 5号

コンクリート補修工設計(下部工)

単価表

(1)

金額：

内容：対策工法の検討、設計図作成、数量計算、照査、報告書作成

1 橋 当り

名称・規格・条件	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
技師(A)	人	1			人件費
技師(B)	人	1			人件費
技師(C)	人	1.5			人件費
技術員	人	1			人件費
	(1	橋 当り)

単価表 第 6号

伸縮装置補修設計

単価表

(1)

金額：

内容：応力計算、設計図作成、数量計算、照査、報告書作成

1 橋 当り

名称・規格・条件	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
技師(A)	人	0.75			人件費
技師(B)	人	0.5			人件費
技師(C)	人	1			人件費
技術員	人	1			人件費
	(1	橋 当り)

単価表 第 9号

橋梁点検車 運転

単価表

(1)

金額：

内容：BT-200相当
ホ゜レータ付き、燃料費含む

1 日 当り

名称・規格・条件	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
橋梁点検車 BT-200同等 長期割引なし、ホ゜レータ付き、燃料費含む	日	1.4			
	(1	日 当り)

単価表 第 10号

交通誘導警備員

単価表

(1)

金額：

内容：交通誘導警備員B

1 人 当り

名称・規格・条件	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
交通誘導警備員B	人	1.0			
	(1	人 当り)
*** 施工条件 *** 計上区分 : 交通誘導警備員B 勤務時間帯 : 昼間勤務					

特記仕様書

第1条 共通仕様書の適用について

本業務は、「高知県土木設計等業務共通仕様書」に基づき実施しなければならない。

- ただし、共通仕様書の各章における「適用すべき諸基準」で示された示方書、指針等は改定された最新のものとする。なお、業務途中で改定された場合はこの限りでない。

第2条 測量調査設計業務実績情報システムへの登録

- 受注者は、契約時又は変更時において、委託金額が100万円（消費税込み）以上の業務について、測量調査設計業務実績情報サービス（TECRIS）入力システムに基づき受注・変更・完了・訂正時に業務実績情報として「業務カルテ」を作成し監督職員の確認を受けたうえ、

- （1）受注時は契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、
- （2）登録内容の変更時は変更があったときから、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、
- （3）完了時は完了後10日以内に、
- （4）訂正時は適宜、

登録機関に登録申請しなければならない。

また、登録機関発行の「登録内容確認書」が届いた際は、その写しを直ちに監督職員に提出しなければならない。なお、変更時と完了時の間が10日間に満たない場合は、変更時の提出を省略できるものとする。

なお、提出の期限は以下のとおりとする。

- （1）受注時登録データの提出期限は、契約締結後10日以内とする。
- （2）完了時登録データの提出期限は、業務完了後10日以内とする。
- （3）なお、業務履行中に、受注時登録データに変更があった場合は、変更があった日から10日以内に変更データを提出しなければならない。

第3条 路線別仕様書

路線別仕様書については、別紙「令和8年度 新屋敷橋補修設計委託業務 特記仕様書」を参照。

令和8年度 新屋敷橋補修設計委託業務 特記仕様書

第1条 趣旨

本特記仕様書は、高知市が管理する新屋敷橋における「新屋敷橋補修設計委託業務」（以下「本業務」という）に適用する。

本業務の一般的な事項は、「高知県土木設計等業務共通仕様書」の規定によるほか、下記により、誠意をもってその委託業務を行うものとする。

第2条 関係資料の貸与

本業務の委託に際しては、下記の資料を貸与するが、詳細は監督職員と協議によるものとする。

- ・令和5年度 道路橋定期点検委託業務（5-1）成果報告書

第3条 業務目的

本業務は、高知市が管理する新屋敷橋について、最新の定期点検結果に基づき、効率的かつ適切な橋梁補修工事を実施するために必要な橋梁補修設計を行うことを目的としている。

なお、橋梁補修設計については、『高知県道路橋定期点検要領（案）令和2年8月』に基づき実施した最新の橋梁定期点検の結果得られた、各橋梁の部材単位の健全性の診断結果により、『Ⅱ：予防保全段階』、『Ⅲ：早期措置段階』及び『Ⅳ：緊急措置段階』と判定した部材の補修設計を行うものとする〔点検記録様式（国提出様式）参照〕。

第4条 対象橋梁

本業務にて対象とする橋梁は、高知市が管理する以下の橋梁である。

- ・市道布師田55号線 新屋敷橋 [L=91.24m, W=5.0m]

第5条 実施内容（各橋梁における実施内容は別紙を参照すること）

1 設計計画

本業務の実施に先立ち、本業務の目的・主旨を把握した上で、特記仕様書に示す業務内容を確認し、業務概要、実施方針、業務工程、業務組織計画及び打ち合わせ計画等を記載した業務計画書を作成する。

2 損傷箇所の確認調査

対象とする橋梁の補修設計に先立ち、現地踏査を行うとともに、既往の報告書等から定期点検時の点検調書や健全性の診断結果を収集し、対象橋梁の損傷状況を確認するとともに、必要に応じて形状寸法測定や現況図面の作成を行う。

また、必要に応じて、劣化程度や損傷要因を推定するための詳細調査や各種試験を行い、調査及び試験結果を取りまとめる。

① 現地踏査

対象とする橋梁の補修設計に先立ち現地踏査を実施し、地形・地質等の自然環境や沿道・用地条件等の周辺状況を把握すると共に、工事用道路・施工ヤード等の施工性の判断に必要な地形特性等を把握する。また、併せて協議が必要となる関係機関等を確認する。

② 資料収集・整理

高知市が貸与する既存資料（既往報告書、完成図書、橋梁台帳、道路台帳及び橋梁点検調書等）のとりまとめを行う。

③ 損傷確認

②で貸与された資料により損傷状況が十分把握できない場合は、必要に応じて、目視等により再度現地を確認し、新たに確認された損傷箇所（ひび割れ、コンクリートの剥離及び鉄筋腐食など）について、写真撮影やスケッチなどにより損傷状況を把握する。

④ 形状寸法測定

既存資料により形状寸法が確認出来ない場合は、コンベックスやテープなどを利用した簡易測量により形状寸法を把握する。

⑤ 現況図面の作成

既存資料や形状寸法測定結果に基づき現況図面（CAD）を作成する。

⑥ データ整理・損傷図作成

既存資料や損傷調査により把握した損傷状況を整理するとともに、現況図面から損傷図を作成する。

3 コンクリート補修工設計（上部工）（ひびわれ補修工、断面補修工、表面保護工）

対象とする橋梁のコンクリート上部工のひび割れ補修工や断面修復工、表面保護工の設計に適用する。

また、必要に応じて、劣化程度や損傷要因を推定するための各種試験を行い、試験結果を取りまとめる。

① 対策工法の検討（新技術活用の検討を含む）

上部工について、対象施設の補修として適当な工法を抽出し、損傷要因、施工性及び経済性などから総合的に判断し補修工法を決定する。

② 設計図作成

補修詳細図等を作成する。

③ 数量計算

②で作成した補修詳細図等を基に設計数量を算出する。

④ 照査

工法選定、設計図面及び数量計算書の適正化・整合性について照査を行う。

⑤ 報告書作成

コンクリート補修工設計に係る報告書のとりまとめを行う。

4 コンクリート補修工設計（下部工）（ひびわれ補修工、断面補修工、表面保護工）

対象とする橋梁のコンクリート下部工のひび割れ補修工や断面修復工、表面保護工の設計に適用する。

また、必要に応じて、劣化程度や損傷要因を推定するための各種試験を行い、試験結果を取りまとめる。

① 対策工法の検討（新技術活用の検討を含む）

下部工について、対象施設の補修として適当な工法を抽出し、損傷要因、施工性及び経済性などから総合的に判断し補修工法を決定する。

② 設計図作成

補修詳細図等を作成する。

③ 数量計算

②で作成した補修詳細図等を基に設計数量を算出する。

④ 照査

工法選定、設計図面及び数量計算書の適正化・整合性について照査を行う。

⑤ 報告書作成

コンクリート補修工設計に係る報告書のとりまとめを行う。

5 伸縮装置補修設計

対象とする橋梁の伸縮装置の取り替え設計に適用する。また、必要に応じて、応力計算を行い、取りまとめる。

① 応力計算

伸縮量の算定に必要な動的解析や部材計算等を実施し、結果を取りまとめる。

② 設計図作成

伸縮装置の補修詳細図等を作成する。

③ 数量計算

②で作成した補修詳細図等を基に設計数量を算出する。

④ 照査

設計図面及び数量計算書の適正化・整合性について照査を行う。

⑤ 報告書作成

伸縮装置の補修に係る報告書のとりまとめを行う。

6 施工計画

上記項目により検討された工法により工事を実施するために必要な施工計画を立案する。

7 関係機関との協議資料作成

上記項目により検討された補修工法及び設計図書に基づき、工事实施にかかる関係機関との協議用資料及び説明用資料等の作成を行う。

第6条 打合せ協議

打合せ協議は、業務着手時1回、中間1回、成果品納入時1回の計3回を標準とし、業務着手時及び成果品納入時には管理技術者が出席するものとする。ただし、中間打合せについては、協議のうえ回数を変更できるものとする。

なお、重要な打合せ協議には、管理技術者が立ち会うものとする。

① 業務着手時

業務計画書を基に調査方法、調査内容、設計内容の打ち合わせを行い、既存資料等の貸与を行う。

② 中間打合せ

橋梁補修設計終了時に設計結果の打ち合わせを行う。

③ 成果品納入時

成果品の内容について打ち合わせを行う。

第7条 新技術等活用の検討

工法等の選定において、共通仕様書第1209条12項に定めるとおり、新技術情報提供システム（NETIS）等を利用し、有用な新技術・新工法を積極的に活用するための検討を行い、監督職員と協議のうえ、採用する工法等を決定した後に設計を行うものとする。

第8条 業務計画書の提出

業務の履行に当たり業務計画書を提出することとする。

業務計画書には、業務概要、実施方針、業務工程、業務組織計画及び打ち合わせ計画等を記載し、提出するものとする。

なお、業務計画書の内容が追加、変更になる場合は、その都度提出しなければならない。

第9条 報告書作成

本業務の検討結果をとりまとめ、報告書を作成する。

本報告書の作成部数は、業務報告書（A4版）を2部、設計図（縮小図面）2部（A3版：A2にて作成した図面データを印刷したもの）提出するものとする。また、電子媒体（CD-R等）により2部納品するものとする。

また、その他監督職員が必要と認めるものを提出することとする。

第10条 管理技術者

- 1 管理技術者は、本業務の技術上の管理を行うに必要な能力及び経験を有し、かつ次のいずれかの要件を満たす者であること。
 - (1) 技術士法（昭和58年法律第25号）による技術士とし、次のいずれかの要件を満たす者とする。
 - (ア) 建設部門で選択科目を「鋼構造及びコンクリート」とする。
 - (イ) 総合技術監理部門で選択科目を「建設-鋼構造及びコンクリート」とする。
 - (2) 社団法人建設コンサルタンツ協会が実施するシビルコンサルティングマネージャ（RCCM）資格試験に合格し、同協会に備える「RCCM登録簿」に登録されている者とし、専門部門を「鋼構造及びコンクリート」とする。
 - (3) 建設コンサルタント登録規程第3条第1号のロの規定により大臣が認定した者とし、専門部門を「鋼構造及びコンクリート」とする。
- 2 管理技術者は、本業務が完了するまで原則として変更できない。病床、死亡、退職等やむを得ない理由により変更する場合は、同等以上の技術力を有する者を配置し、発注者の了承を得なければならない。

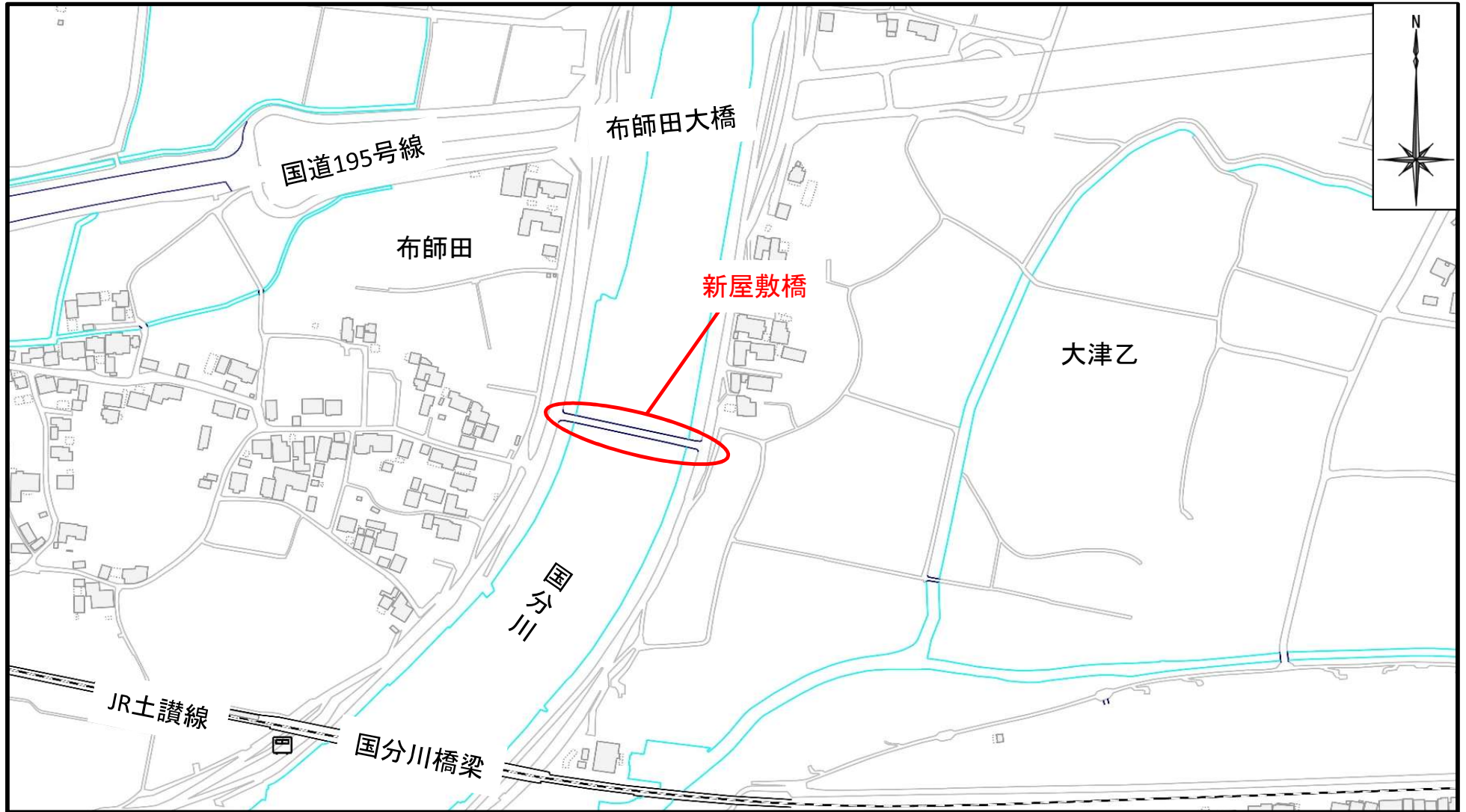
第11条 照査技術者及び照査の実施

- 1 照査技術者は、管理技術者と同等以上の資格及び技術力を有するものでなければならない。また、照査技術者は、管理技術者と同一の者が兼務することはできない。
- 2 本業務における基本事項の照査は、「詳細設計照査要領」に基づき実施するものとする。また、同要領に基づき作成した資料は設計業務共通仕様書第1108条第2項に規定する照査報告書に含めて提出するものとする。

第12条 その他

本業務の実施中に、仕様書に明示なき事項、またはその内容に疑義が生じた場合は、発注者及び受注者で協議のうえ、決定するものとする。

位置図



橋梁補修設計実施項目

BT-200	2日	(過年度点検実績より)
交通誘導警備員B	4人(2人×2日)	(過年度点検実績より)

区分	番号	実施項目	単位		
設計業務	1	設計計画	—	業務	○
	2	損傷箇所の確認調査	現地踏査	橋	○
			資料収集・整理		○
			損傷確認		○
			形状寸法測定		○
			現況図面の作成		○
			試験結果とりまとめ		
			データ整理・損傷図作成		○
	3	コンクリート補修工設計(上部工) (ひびわれ補修工、断面補修工、表面保護工)	対策工法の検討(新技術活用の検討)	"	○
			設計図作成		○
			数量計算		○
			照査		○
			報告書作成		○
	4	コンクリート補修工設計(下部工) (ひびわれ補修工、断面補修工、表面保護工)	対策工法の検討(新技術活用の検討)	"	○
設計図作成			○		
数量計算			○		
照査			○		
報告書作成			○		
5	伸縮装置補修設計	応力計算	"	○	
		設計図作成		○	
		数量計算		○	
		照査		○	
		報告書作成		○	
6	施工計画	—	"	○	
7	関係機関との協議資料作成	—	"	○	
直接経費	—	仮設費	足場	1式	
			梯子	"	
			ゴムホート	"	
			浮き棧橋(組立式フロート、手摺)	"	
			橋梁点検車	日	2
			高所作業車	"	
			特殊高所技術(ロープアクセス)	"	
	—	安全費	交通誘導警備員	人	4

橋梁名・所在地・管理者名等

橋梁名	路線名	所在地	起点側	緯度	33° 34' 39"	橋梁ID
				経度	133° 35' 34"	
新屋敷橋 (フリガナ) シンヤシキハシ	市道布師田10号線	高知県高知市布師田1220				
管理者名	定期点検実施年月日	路下条件	代替路の有無	自専道or一般道	緊急輸送道路	占用物件(名称)
高知市役所	2023.10.24	二級河川(国分川)	有	一般道	その他	水道管

部材単位の診断(各部材毎に最も厳しい健全性の診断結果を記入)

定期点検者

定期点検時に記録

応急措置後に記録

部材名		判定区分 (I~IV)	変状の種類 (II以上の場合に記載)	備考(写真番号、 位置等が分かる ように記載)	応急措置後の 判定区分	応急措置内容	応急措置及び 判定実施年月日
上部構造	主桁	III	剥離・鉄筋露出、施工不良	写真1 主桁01(1径間)			
	横桁	II	うき	写真2 横桁02(1径間)			
	床版	II	定着部の異常、腐食	写真3 床版01			
下部構造		II	ひびわれ	写真4 橋脚01(3径間)			
支承部		II	漏水・滞水	写真5 支承0101(3径間)			
その他		II	路面の凹凸、漏水・滞水	写真6 路面(A1背面)、写真7 伸縮装置(P1)			

道路橋毎の健全性の診断(判定区分I~IV)

定期点検時に記録

(判定区分) (所見等)

III

主桁に施工不良によるシース管及び鉄筋の露出、腐食が見られる。腐食の進行を防ぐため、早期に措置を講ずる必要がある。

全景写真(起点側、終点側を記載すること)

架設年次	橋長	幅員
1983年	91.24m	5.00m
橋梁形式		
PCT桁橋、逆T式橋台、T型橋脚柱小判型		

起点



終点

※架設年次が不明の場合は「不明」と記入する。

状況写真(損傷状況)

○部材単位の判定区分がⅡ、Ⅲ又はⅣの場合には、直接関連する不具合の写真を記載のこと。



○写真は、不具合の程度が分かるように添付すること。

<p style="text-align: center;">上部構造(主桁01)【判定区分: Ⅲ】</p> <p>写真1 剥離・鉄筋露出、その他(施工不良)</p> 	<p style="text-align: center;">上部構造(横桁02)【判定区分: Ⅱ】</p> <p>写真2 うき</p> 
<p style="text-align: center;">上部構造(床版01)【判定区分: Ⅱ】</p> <p>写真3 定着部の異常、腐食(支圧板の腐食)</p> 	<p style="text-align: center;">下部構造(橋脚01)【判定区分: Ⅱ】</p> <p>写真4 ひびわれ</p> 

状況写真(損傷状況)

○部材単位の判定区分がⅡ、Ⅲ又はⅣの場合には、直接関連する不具合の写真を記載のこと。

○写真は、不具合の程度が分かるように添付すること。

支承部(支承0101)【判定区分: Ⅱ】	その他(路面)【判定区分: Ⅱ】
<p>写真5 漏水・滞水</p> 	<p>写真6 路面の凹凸</p> 
その他(伸縮装置)【判定区分: Ⅱ】	【判定区分: 】
<p>写真7 漏水・滞水</p> 